

令和4年度 第3回 市川市社会福祉審議会 会議録

1. 開催日時

令和5年3月20日(月) 14時30分～16時00分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第3委員会室、会議室6

3. 出席者

【委員】

岸田委員、山下委員、稲尾委員、岩松委員、小野委員、菊田委員、木下委員、久保木委員、庄司委員、武田委員、坪井委員、長坂委員、松尾委員、村山委員、森高委員、山極委員、山崎委員

(欠席者1名)

【市川市】

立場福祉部長、鷺沼福祉部次長、池田福祉政策課長、林地域支えあい課長、寺島介護福祉課長、渡辺障がい者支援課長、高橋発達支援課長ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

- (1) 副会長の選任について
- (2) 成年後見制度利用促進計画の策定について(報告)
- (3) 地域福祉専門分科会からの審議報告等について
- (4) 第9期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定方針(案)について
- (5) その他

6. 配付資料

- ・会議次第
- ・資料2-1:「市川市成年後見制度利用促進基本計画」変更点一覧
- ・資料2-2:市川市成年後見制度利用促進基本計画(案)
- ・資料3-1:令和4年度 第2回地域福祉専門分科会の会議報告について
- ・資料3-2:市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査から見てきたこと

- ・資料4:第9期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定方針(案)について

- ・当日配布資料 1：社会福祉審議会委員名簿
- ・当日配布資料 2：令和 5 年度開催予定表(案)

7. 議事録

(午前 14 時 30 分開会)

発言者	発言内容
	<p style="text-align: center;">(1) 副会長の選任について</p> <p>副会長に山下委員が選任された。</p>
岸田会長	<p style="text-align: center;">(2) 成年後見制度利用促進計画の策定について(報告)</p> <p>それでは、議題(2)「成年後見制度利用促進計画の策定について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
介護福祉課長	<p style="text-align: center;">(資料2-1から資料2-2に基づき説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p>
小野委員	<p>資料2-2の23ページに「市民後見人人数(累計)」と記載されておりますが、こちらの数字は各年度時点の累計数値を表しているのでしょうか。</p>
寺島課長	<p>人数については、各年度ごとに成年後見人として活躍された方の人数を掲載しております。</p>
小野委員	<p>累計値は記載されていないのでしょうか。</p>
介護福祉課長	<p>各年度で実際に活躍していただいている方を掲載しております。表記が分かりにくい部分もございますので、「累計」という表記は削除し、各年度時点での累計数という形で分かりやすく表記をさせていただきたいと思っております。</p>
岸田会長	<p>「累計」と記載されておりますが、その部分をもう少し分かりやすく表記をしていただけるということで、ご了承をいただきました。他にはいかがでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">(3) 地域福祉専門分科会からの審議報告等について</p> <p>それでは、議題(3)「地域福祉専門分科会からの審議報告等について」について、地域福祉専門分科会長の森高委員よりご説明をお願いいたします。</p>
岸田会長	

森高委員

それでは、令和5年1月19日に開催いたしました、令和4年度第2回地域福祉専門分科会の会議報告をさせていただきます。

資料3-1「令和4年度 第2回地域福祉専門分科会の会議報告について」をご覧ください。

まず、「市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査(報告)」についてです。

本日配布されました「市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書」は、昨年8月から10月にかけて、市川市で実施したアンケート調査の結果報告書となります。

調査対象者は、報告書の3ページの表のとおり、市民、ボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員、福祉委員の方々を対象に実施されたものです。

こちらの要点についてまとめられた資料3-2について説明いたします。

自助、互助、共助、公助のそれぞれの観点からの設問に対し、要点となる回答を中心に掲載された資料です。資料右下には、市川市が今後推進していく、地域共生社会に向けた取組に対する、それぞれの団体等からの回答も掲載されております。

また、今回のアンケートの結果から見えてきたこととしては、資料右上に記載されているとおり、支え合いの地域づくり（地域ケアシステム、共助）についての、認知度は徐々に増加しているが、市民全体には浸透していないこと、コミュニティワーカーの認知度も、地域福祉に関わる方々から、その活動内容について、あまり知られていないこと、行政（公助）については、相談や支援の充実として、特に相談窓口の整備、関係者ネットワークの充実、孤立した人や支援が必要な人を発見する仕組みづくりを、優先的に取り組むことが期待されている、といったことが、課題や要望として見えてきたところです。

それでは、資料3-1の説明に戻らせていただきます。

「2 次期計画の基本理念（案）及び行動指針（案）」についてです。アンケート結果や、国が目指す「世代や分野を超えてつながることで、住民ひとりひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共に創っていく社会」、地域共生社会の実現に向けて、事務局から新たな基本理念及び行動指針の案が示されました。現在の基本理念は、市川市が初めて地域福祉計画を策定したときから変更しておらず、「誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」です。この基本理念を継承しつつ、現在の情勢やアンケートの結果を踏まえ、「個人の尊重や、多様性を認め合うことで、だれもが住み慣れた地域安心して、自分の望む生活を送ることのできるまちを、共につくる」と案が示されました。

<p>福祉政策課長</p>	<p>また、これに併せて、行動指針も、現行の「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」から、「地域共生社会の実現に向けて、市民は相互に気にかけて、助け合い、専門機関や行政は市民に寄り添い、支え続ける」と改正案が示されました。</p> <p>この案を受けて分科会の委員からは、「第4期は比較的理解しやすいが、第5期の理念と行動指針はもう少し単純でストレートな言葉の方が良い。」、「地域住民が役割を持つことが重要であるので、地域資源の有効活用のようなことも加えていただきたい」、「現在の社会情勢をよく取りまとめた基本理念になっているのではないか。また行動指針は「支える」ための具体策が記載されていても良い」といったご意見もありましたので、地域住民の方々からの意見も踏まえ、事務局の方で再度検討を行うとのことでした。</p> <p>次に、「3 市川市重層的支援体制整備事業実施計画（案）の策定」についてです。こちらは、市川市が令和5年度から実施する予定である、重層的支援体制整備事業の実施計画の内容及び今後の予定等について、事務局より示されたものとなります。</p> <p>私からの報告は以上となります。なお、重層的支援体制整備事業実施計画について、補足で事務局から説明があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>地域福祉専門分科会においてお示しいたしました、重層的支援体制整備事業実施計画の案について、ご説明いたします。</p> <p>本日、当日配布資料としてお配りいたしました、「市川市重層的支援体制整備事業実施計画 令和5年度（2023年度）」をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、現在、市の内部において策定中でございますので、本日の会議終了後に回収させていただきます。</p> <p>重層的支援体制整備事業実施計画につきましては、本事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定により、「市町村は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めるものとする」とされております。</p> <p>なお、重層的支援体制整備事業実施計画に必須で記載すべき事項については、国が示すガイドラインにあり、1つ目として、相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態、2つ目として、参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制、3つ目として、重層的支援会議の実施方法、4つ目として、支援関係機関間の連携に関する事項となっております。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業実施計画は、市町村の包括的支援体制を構築するための一手法として創設された計画となりますので、本来であれば地域福祉計画に包含されることとなりますが、現行の地域福祉計画の計</p>
---------------	--

画期間が平成30年度から令和5年度でありますことから、令和5年度は単独の実施計画として策定し、令和6年度以降は、次期地域福祉計画に集約していく予定です。このため、令和5年度に市川市社会福祉審議会に対し、市川市地域福祉計画の策定について、市長から諮問させていただく際には、この重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込んだ形で、市川市地域福祉計画の諮問をさせていただきたいと考えております。

「重層的支援体制整備事業」は、単一の事業を指すのではなく、これまで本市でも実施している既存の事業、例えば、「高齢者サポートセンター」における高齢者の総合相談に関する事業、生活困窮者自立支援法に基づく「市川市生活サポートセンターそら」に関する事業、地域づくりに向けた支援の事業として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供する「地域子育て支援拠点事業」等に、令和3年の社会福祉法の改正により、新たに創設された事業を加えた、複数の事業の集合となっております。

大きく分類いたしますと、「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、そして新たな機能として創設された、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」の3つを加えた5つの事業で構成されております。

本市では、重層的支援体制整備事業を実施するにあたって、令和5年度の組織改正において、福祉部に新たな組織の設置を含めた見直しを行います。

新たに創設された3つの事業と、地域づくり事業の1つである、生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、福祉部に新設する地域共生課の所管とし、地域共生社会の実現に向けて、既存事業を含めた重層的支援体制整備事業の全体を統括し、その中心的な役割を担う部署となります。

地域共生課では、既存制度の制度間の仕切りは残しながら、さらなる連携を強めていくために、多機関協働事業を中心として組織間における風通しをより良くし、スムーズな連携を目指してまいりたいと考えております。

次に、重層的支援会議についてです。重層的支援会議は、本事業による支援が適切かつ円滑に実施されることを目的に開催するもので、本人同意を得たケースに関して、関係機関との情報共有を図り、当該ケースのプランを共有し、その適切性について協議するものです。

会議では、プランの適切性の協議、プラン終結時の評価、社会資源の把握と開発に向けた検討を行います。

最後に、支援関係機関間の連携に関する事項についてです。現段階では記載をしておりますが、令和5年度以降に、支援関係機関間の連携に関する事項についても、記載する内容を決め、計画に反映していきたいと考えております。

	<p>計画についての説明は以上となりますが、この場をお借りし、来年度以降の福祉部の組織体制についてご説明いたします。</p> <p>現行の福祉部内の組織であります、福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課及び生活支援課の一部を再編し、来年度は新たに、地域共生課、地域包括支援課、介護保険課を設置いたします。</p> <p>地域共生課では、主に地域福祉計画の策定や、重層的支援体制整備事業の実施に合わせて策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、本審議会の運営をはじめ、市川市生活サポートセンターそらにおける、生活困窮を始めとするさまざまな相談の受付から、制度の狭間や複雑・複合化した課題を解きほぐすなどの総合調整、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備についての検討などを行います。</p> <p>次に、地域包括支援課では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定をはじめ、生活支援体制整備事業の実施や介護予防・日常生活支援総合事業の調整、権利擁護事業や地域包括支援センターの運営に関することなどを行います。</p> <p>最後に、介護保険課では、従来の介護保険に関する業務と併せ、高齢者福祉施設の整備および事業所への指導・監督など、介護保険制度に関する事務を集約することとしています。</p> <p>令和5年度から新組織の体制に移行いたしますが、既存の業務に支障のないように、新たな事業を円滑に実施できるよう努めてまいります。</p>
岸田会長	<p>ただいま森高委員、事務局よりそれぞれご説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p>
稲尾委員	<p>「アウトリーチ」とはどのような方がどのような支援をすることであるのかについて、教えていただきたいと思います。</p> <p>また、重層的支援会議についてですが、現在市川市ではこちらの会議に諮る議題はあるのでしょうか。</p>
福祉政策課長	<p>まず、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について、ご説明いたします。</p> <p>現在想定しているのは、ひきこもりの方に対し、相談支援員が少しずつ信頼関係を構築していくため、ご自宅に伺うことを想定しています。心が開かれてきた場合、社会参加に向けた活動をしたいなどの意欲が湧いてきた場合に、伴走的な支援を実施してまいります。</p> <p>次に、重層的支援会議についてです。本人の同意を得たケースにどのように対応していくかを検討する会議と国から示されておりますが、本人の同意を得ていない場合はどうするかについてなどは、それぞれの自治体で考えていくべき事項となります。もし会議で名前を公表して欲しくない方</p>

	<p>がいれば、名前を非公開として、その方の現状や課題のみを解きほぐしていくような会議となる可能性もございます。専門機関の方を集めた会議や、実際に支援をしている方が集まった会議になるかもしれませんが、現在はこれらを含めて検討をしているところです。方針が明確になり次第、報告をさせていただきたいと思います。</p>
稲尾委員	<p>アウトリーチの具体性についてですが、実際にどのような人がアウトリーチをしていくのかについて、市川市としてどのように考えているのかをお聞かせください。</p>
福祉政策課長	<p>アウトリーチについては、社会福祉士などの専門員への業務委託を考えております。</p> <p>また、民生委員・児童委員や地域の方々には、地域で困りごとを抱えている方それぞれに対して、それぞれ適切な事業へ繋げていただけるように周知をしていきたいと考えております。</p>
岸田会長	<p>アプローチが難しい方に対しては、やはり専門の方が必要かと思えます。</p>
小野委員	<p>自治会の加入率についてです。市公式ウェブサイトでは67.1%、紙の資料では81.1%となっており、以前市川市の実際の加入率は52%ほどと教えていただきました。この違いについて教えてください。</p>
福祉政策課長	<p>実態とアンケート結果の数値が揃っていないというご指摘だと思えます。</p> <p>今の実態を優先し、今後の施策を考えるべきだと思いますので、アンケートの結果だけに頼るのではなく、実態についても考えていきたいと思えます。</p> <p>ウェブ上の数値も、実態と照らし合わせて考えていきたいと思えます。</p>
小野委員	<p>実際の数値を反映させて施策へ活かしてほしいと思えます。</p>
岸田会長	<p>調査結果と実態はずれがありますので、どれくらいずれているのか注釈を入れていただければ、見る側も分かりやすいと思えます。地域福祉計画策定のためのアンケートについては、母集団と現実とのずれが無いように設定されておりますが、それでも5%ほどのずれは出てくるということ注釈で入れていただきたいと思います。注釈の入れ方も含めて検討いただければと思えます。</p>

	(4) 第9期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定方針(案)について
岸田会長	それでは、議題(4)「第9期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定方針(案)について」について、事務局よりご説明をお願いいたします。
福祉政策課長	(資料4に基づき説明)
岸田会長	ただいま、事務局より説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。
森高委員	資料4の4ページについてです。同町名が地区を跨ぐケースが3つあるとのことですが、これについては何か支障はあるのでしょうか。
福祉政策課	当該地区で活動されている方からそのような意見があったということは承知しておりますが、全体としては大きな問題はございません。
森高委員	高齢者サポートセンター市川第1が真間1丁目を担っており、真間の地域活動の方と市川第1の地域活動の方と両方関わりがございます。この切り分けが社会福祉協議会と異なる何らかの理由があると思いますが、改めて業務のやりやすさも含め見直しをしていただければと思います。
稲尾委員	地域包括ケアシステムとは、市内の15地区にそれぞれ作るということでしょうか。
福祉政策課長	それぞれ15地区に作るというイメージです。
稲尾委員	資料4に「2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとされています。」と記載がありますが、介護サービス基盤とはどのようなのでしょうか。
福祉政策課長	介護サービス基盤とは、介護サービスを支えるすべてのものを指します。例えば施設や施設で働く人材、またそれらに協力をしていただいている事業者、支援をしていただける地域の方々、団体などの広い意味で、介護サービスの基盤ととらえております。
岸田会長	地域包括ケアシステムを15の地域で展開するということが分かりました。地域の特性に合わせて、市川市らしいものができれば良いと思います。

	<p>市川市内の15の拠点、それぞれ特性も違うかと思ひます。高齢者施設や医療施設が密集している地域もあれば、そうでない地域もあるかと思ひます。また、住民の人口密度の違いもあるかと思ひます。これらの特性の違いが、重層的支援体制整備事業と関わり合いながら、複合的に支援が必要な方を支援していく仕組みを作り、2040年までを乗り切っていくと理解をしております。</p> <p>他にご意見やご質問などはございますでしょうか。</p>
岩松委員	<p>先ほど地域ケアシステムの認知度に関するお話がありました。</p> <p>社会福祉協議会の中では、地域ケアシステムに対して多少認知していると思ひますが、日常生活を送る地域の方や地域の団体は、ほとんど認知していないと思ひます。地域の団体との連携も大切ですが、まずは地域ケアシステムが認知されているかどうか大切なことだと思ひます。</p> <p>地域ケアシステムの方向性と各団体との調整をうまく進めていただきたいと思ひます。</p>
福祉政策課長	<p>地域ケアシステムの認知度の低さには、私達も驚いております。</p> <p>政策を展開するうえで、地域の方の協力やご理解は欠かせないと考えておりますので、地域の方のご意見を伺いながら、政策や計画に反映できるよう努めて参ります。</p>
福祉政策課	<p>補足の説明をさせていただきます。</p> <p>地域ケアシステムと地域包括ケアシステムは、言葉は似ておりますがそれぞれ違う概念です。</p> <p>地域ケアシステムは、地域で支えあう新たな繋がりや、必要なサービスが総合的に提供され、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、本市独自の仕組みとして平成13年度にスタートし、地域住民を中心とした地区社会福祉協議会を推進母体とし、さまざまな取り組みに挑戦していただいているものでございます。</p> <p>一方で、地域包括ケアシステムにつきましては、国により提唱された概念であり、目的は重複する部分もございますが、高齢者がどのような介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを可能にする、地域における包括的な支援、サービス提供体制でございます。</p> <p>委員が仰られました地域ケアシステムにつきましては、先ほど地域福祉計画のアンケートにて認知度を調査し結果報告させていただいたところでございます。</p>
稲尾委員	<p>地域ケアシステムと地域包括ケアシステムの違いについては十分理解し</p>

<p>岩松委員</p>	<p>ております。</p> <p>地区社会福祉協議会では地域ケアシステムの事業をしておりますが、なかなか相談があがってこない現状です。車いすの貸し出しなどもしておりますが、地域ケアシステムの認知度についてはやはり低いです。</p> <p>地域資源の有効活用で、地域ケアシステムが行われていると思います。相談窓口で言えば、相談拠点を作り、そこには相談員が配置されております。</p> <p>さらに市川市社会福祉協議会の事業である「お互いさま事業」のモデル地区として活動をされているところもあると思います。</p> <p>その中で、地域の方とどのように接触し、どのように情報収集し、また、収集した情報をどのようにして活用するかということが大切なことだと思います。</p> <p>資源として、例えば自治会、高齢者クラブ、社会福祉協議会などの各団体がありますが、それらの団体とうまくコミュニケーションがとれていないのではないかと思います。歴史のある団体ですので、各団体とどのように情報共有をしていくかということが、共生社会の柱の根っこだと思います。各団体の機能を良く理解しながら、どのように接触していくかを考えていただくと、方向性のある動きに繋がるかと思います。</p>
<p>岸田会長</p>	<p>貴重なご意見だと思います。</p> <p>地域包括ケアシステムは、介護と医療の壁を取り払うための考え方ですので、そのための試行錯誤をしていく期間があると思います。</p> <p>従来からある地域ケアシステムは、日本の中でも市川市が先駆けて取り入れた仕組みで、前審議会委員である森本先生がイニシアティブをとり作られたものです。これをどう育て、どう地域包括ケアシステムと融合するか、またどのようにして自治体等の団体と連携をとるかが課題かと思えます。</p> <p>高齢化に併せて急速に対応していかなければならないことも大きな課題です。市川市は非常に人口規模も大きいので、すぐに課題を解決することは難しいことではありますが、逆にそれが市川市のパワーにもなると考えております。そのパワーをうまく活かしながら、独自のものを作っていただければ良いかと思えます。</p> <p style="text-align: center;">(5) その他</p>
<p>岸田会長</p>	<p>それでは、議題(5)「その他」についてです。本日その他の議題はございますでしょうか。</p>

事務局	本日、その他の議題はございません。
岸田会長	それでは、令和4年度第3回市川市社会福祉審議会を終了いたします。

(16時00分閉会)

市川市社会福祉審議会
会長 岸田 宏司